# 平成28年度 山形県若者定着奨学金返還支援事業 募集要項

川西町では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内の中核的企業等のリーダー的人材を確保するため、日本学生支援機構の第一種又は第二種奨学金の貸与を受け、一定の要件を満たす方に対し、奨学金の返還を支援する事業の対象者を募集します。

# 1 募集対象者

次の各号の要件の全てに該当する者を募集対象者とします。

- (1) 県内に居住し、県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(以下「高校等」という。) を今年度卒業見込みである者又は卒業した者
- (2) 日本国内に所在する次に掲げる高等教育機関(以下「大学等」という。) に、平成 29年度に在学又は進学予定の者

	進学又は在学する大学等
ア	大学院 (修士課程に限る。)
イ	大学
ウ	高等専門学校(第4、5学年及び専攻科に限る。)
エ	短期大学(県内に所在するものに限る。)
オ	専修学校専門課程(県内に所在するものに限る。)

- (3)日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)又は第二種奨学金(有利子)(以下「奨学金」という。)の貸与を受けている、又は受ける予定である者※(予約採用者も応募可能です。)
  - ※奨学金返還支援制度は、日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることが前提となります。貸与を受けるためには、学力や家計等の基準を満たすことが必要となります。 助成候補者認定を受けても、奨学金貸与を受けられない場合は、返還支援も受けられませんので、御注意ください。
- (4) 次の対象産業分野(以下「助成対象分野」という。)への就業を希望する者※1
  - ア 商工分野
  - イ 農林水産分野
  - ウ 建設分野
  - エ 医療・福祉分野(医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く。) ※2
  - オーその他(本県の中核企業等を担うリーダー的人材の確保に資する場合)
  - ※1公務員は対象外です。
  - ※2医師、看護師、介護福祉士、保育士を目指す方は、以下の支援制度を活用してください。
    - · 山形県医師修学資金
    - · 山形県看護職員修学資金
    - · 山形県介護福祉士修学資金
    - · 山形県保育士修学資金
- (5) 次の各号のいずれにも該当する者
  - ア 大学等卒業後6か月以内に山形県内に居住し、かつ3年間以上継続して居住する 見込みの者

イ 大学等卒業後6か月以内に山形県内で就業し、かつ3年間以上継続して就業する 見込みの者(但し、パート・アルバイト等臨時的・期間的な就業を除く。)

# 2 募集人員

種 別	対 象 者	募集人数
地方創生枠	日本学生支援機構の第一種奨学金 (無利子) の	若干名
	貸与を受けている、又は受ける予定である者	
市町村連携枠	日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)又は	4名程度
	第二種奨学金(有利子)の貸与を受けている、又	
	は受ける予定である者	

<sup>※</sup>今後、県より示される配分数によって人員数を決定します。

# 3 募集期間及び提出先

種 別	募集期間	提出方法
地方創生枠	平成29年1月20日(金)~	持参又は郵送
	平成29年2月20日(月)17時必着	
市町村連携枠	平成29年1月20日(金)~	
	平成29年3月27日(月)17時必着	

<sup>※</sup>なお、応募書類は返却しません。

#### 4 応募書類

次に掲げる書類を2部(原本及び原本の写し)提出してください。

- ア 山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書(様式1)
- イ 成績証明書(申請時点で取得可能な直近のもの)
  - ・大学等に在学中の場合は、大学等の成績証明書
  - ・大学等に進学予定の場合は、高校等の成績証明書
- ウ 家計支持者(父母又は父母以外で家計を支えている人)全員 の所得に関するそれぞれの証明書の写し。収入がない場合は、収入がない ことの証明書(申請時点で取得可能な直近の年の所得証明書等)の写し
  - ・給与所得者の場合は、平成28年分の源泉徴収票の写し
  - ・給与所得者以外の場合は、平成28年分の確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し(税務署の受付印があるもの)

【確定申告を電子申告により行った場合】

申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)

エ 予約採用決定通知書、奨学金貸与証明書又は奨学生証の写し (予約採用者又は既に奨学金の貸与を受けている者の場合)

なお、イ及びウの書類で、提出不可能な書類がある場合は、市町村の担当窓口に相談してください。

#### 5 助成候補者の認定

川西町及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合は、選考を行います。そのため助成候補者に認定されない場合があります。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

- ア 奨学金の貸与を受けることができなかった場合又は取り消された場合
- イ 奨学金の返還が免除された場合
- ウ 助成候補者が辞退する場合
- エ 大学等卒業後6か月以内に山形県内に居住を開始しなかった場合
- カ 山形県内に居住後3年以内に山形県外へ転出した場合(転出後、再度県内に転 入した場合を含む。)
- キ 大学等卒業後6か月以内に山形県内の助成対象分野に就業しなかった場合
- ク 自己都合(病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。)により離職後、6か月以内に助成対象分野に就業しなかった場合
- ケ 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合(卒業後に就業するま での期間を含む。)
- コ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12か月以内に助成対象分野に就業しなかった場合
- サ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して 12か月を超えた場合(卒業後に就業するまでの期間及び、自己都合による離職 期間を含む。)

# 6 助成方法

#### (1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後6か月以内に県内に居住・就業し、かつ県内の助成対象分野に通算して3年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

#### (2) 返還支援額

### 返還支援額

- ・助成候補者認定を受けた年度の翌年度以降 に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円 を乗じた額を上限に支援します。
- ・ ただし、大学等を卒業後、申請した市町村 以外に居住した場合や、居住開始から3年以 内に他市町村へ転居した場合は、奨学金の貸 与を受けた月数に1万3千円を乗じた額を 上限とします。

(端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。)

### 備 考

- ・助成金交付申請時点で、奨学金の返還残額が左記の返還支援額を超えない場合は、返還残額を上限とします。※
- ・ 奨学金の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして 算出した額とします。

※助成金交付申請時までに奨学金の繰上返還を行った場合は、返還支援額が減額になる場合がありますので留意してください。

#### (3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり日本学生支援機構に支払います。直接、助成対象者本人に対する支払いは行いません。

#### (4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取り消しとなります。

ア 奨学金の返還が免除された場合※

#### ※死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除

イ 助成対象者の認定申請時点で、奨学金返還を延滞している場合

#### 7 助成候補者認定後の手続き

(1) 大学等における手続き

新たに奨学金の貸与を受ける場合、各大学等のスケジュールに沿って必ず貸与手続きを行ってください。**この手続きを行わないと奨学金貸与を受けることができなくなります。** 

既に奨学金の貸与を受けている場合は、大学等における手続きは不要です。

#### (2) 進学先、住所等の報告

新たに奨学金貸与を受けた場合、状況報告書(様式2)に以下の書類を添付し、奨 学金貸与が決定した日から1か月以内に応募書類を提出した市町村に提出してくださ い。

また、内容に変更があった場合も提出してください。

ア 在学証明書(在学中の大学等名称、学部、学科、専攻がわかるもの)

イ 奨学生証の写し

# (3) 大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き

大学等を卒業後、更に進学した場合は、在学期間延長承認申請書(様式3)に以下の書類を添付し、進学した日から1か月以内に応募書類を提出した市町村に提出してください。

- ア 大学等の卒業証明書
- イ 進学先の在学証明書

#### (4) 大学等を卒業後、就業した場合の手続き

①提出書類

### 【就業開始年度】

- ア 助成候補者就業状況等報告書(様式4)
- イ 在職証明書(就業地の所在地がわかるもの)
- ウ 住民票の写し
- エ 貸与奨学金返還確認票の写し

#### 【2年目及び3年目】

- ア 助成候補者就業状況等報告書(様式4)
- イ 奨学金返還証明書
- ウ 前年の確定申告書の写し(個人事業主の場合のみ)

#### 【就業期間が通算して3年を経過した時点】

- ア 助成対象者認定申請書
- イ 在職証明書(3年間の就業期間及び就業地が確認できるもの)
- ウ 住民票の写し
- 工 奨学金返還証明書

## ②提出時期

- ア 就業開始年度 ・・・就業後3か月以内
- イ 2年目及び3年目・・・毎年9月30日まで
- ウ 就業後3年を経過した時点・・・3年経過後3か月以内

#### ③提出場所

川西町に提出してください。ただし、川西町以外の市町村に居住した場合は、県に提出してください。

なお、やむを得ない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、川西町又は県の担当窓口に相談してください。

# 8 応募・問合せ窓口一覧

- (1) 川西町まちづくり課(応募書類提出先) 〒999-0193 川西町大字上小松1567番地 TEL:0238-42-6613
- (2) 山形県商工労働観光部 産業政策課 地域産業振興室 (応募書類の提出先ではありません。)TEL: 023-630-2691

# 日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の申込み基準

平成29年1月10日時点の日本学生支援機構のホームページからの引用です。貸与に係る要件、手続き等詳細については、機構にご確認ください。

## 1 学力基準

学 種	基準
大 学	・進学予定者は、高等学校等の最終2か年の成績の平均が
短期大学	3.5以上 ・在学生は、本人の属する学部(科)の上位1/3以内
高等専門	・高等専門学校における成績が本人の属する学科において
学校	平均水準以上の人
専修学校 (専門課程)	・進学予定者は、高等学校等の最終2か年の成績の平均が 3.2以上 ・在学生は、本人の属する学科の上位1/3以内
大学院 (修士課程)	・大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力 又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備 えて活動することができると認められる者

# 2 家計基準

家計支持者(父母。父母がいない場合は代わって家計を支える人)の年収・所得の 上限額の目安は以下のとおりです。

		家族構成が4人世帯で自宅通学					
学	種	(父、母(無収入)、本人、弟妹1人(公立高校生))を想定					
,	13	給与所得者	給与所得者以外				
		(収入金額)	(所得金額)				
大 学	国公立	776万円程度	3 4 5 万円程度				
八子	私立	824万円程度	392万円程度				
短期大学	国公立	755万円程度	330万円程度				
应别八子 ————————————————————————————————————	私立	807万円程度	375万円程度				
高等専門	国公立	695万円程度	288万円程度				
学校	私立	757万円程度	332万円程度				
専修学校	国公立	719万円程度	305万円程度				
(専門課程)	私立	801万円程度	369万円程度				
大学隊	· 元	本人の収入と配偶者の定職	299万円程度				
(修士課	程)	収入の金額の合計額	233万円住及				

山形県知事 殿川西町長 殿

山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【地方創生枠・市町村連携枠】

平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

ノ <b>中</b> 謂しより。		
申請者	高校名	卒業 卒業見込み
	ふりがな 氏名	(i)
	生年月日	平成 年 月 日 性別 □男 □女
	住所	〒
	電話番号	自宅 携帯
	メールアト゛レス	
保護者	ふりがな 氏名	(1)
	住所	〒
	電話番号	自宅 携帯
世帯人数 (申請者と生計 が同一の人数、 内訳を記載)	人	□本人 □父 □母 □兄弟姉妹( )人 □祖父母( )人 □その他 ( )人
修学(予定)先	名称	
	所在地	〒
	卒業予定年月	平成 年 月
貸与を受ける	種 類	□予約採用  □在学採用  □貸与中
日本学生支援	金 額	毎月    円
機構第一種	貸与予定期間	平成 年 月~平成 年 月まで 〇か月
奨学金	貸与総額	円
就業予定分野 (○で囲む)	ア 南 エ 医療・	分野 イ 農林水産分野 ウ 建設分野 福祉分野 オ その他( )
将来山形県で 働くことを希 望する理由 (100字程度)		
るために必要な メールアドレス ナー等に積極的	情報 (住所、 ) を提供する	
保護者同意欄	(保護者氏	

平成 年 月 日

山形県知事 殿川西町長 殿

氏名

# 状況報告書【地方創生枠·市町村連携枠】

平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

7 TK LI U S 7 6								
H	ふりがな 氏名							
助成候補者	生年月日	平成	年	月 日		性別	□男	□女
	住所	₹						
	電話番号	自宅			携帯			
	メールアト゛レス							
保護者	ふりがな 氏名						(I)	
	住所	₸						
	電話番号	自宅			携帯	:		
修学先	名称							
15子儿	所在地	₹						
	卒業予定年月	平成	年	月				
貸与を受ける	金 額	毎月		円				
日本学生支援	貸与予定	平成	年	月~平成	年	月	まで(	つか月
機構第一種	期間							
奨学金	貸与総額			円				

- ※修学先の在学証明書、奨学生証の写しを添付すること。
- ※変更があった場合は変更部分のみを記載すること。

平成 年 月 日

山形県知事 殿川西町長 殿

氏名

# 在学期間延長承認申請書【地方創生枠・市町村連携枠】

平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業募集要項の規定に基づき、進学先大 学等を卒業(修了)するまで在学期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

	ふりがな								
助成候補者	氏名								
	生年月日	平成	年	月	日		性別	□男	□女
	住所	₹				•			
	電話番号	自宅				携帯			
	メールアト゛レス								
/口=洪	ふりがな								
保護者	氏名								
	住所	₹							
	電話番号	自宅				携帯			
	名称								
卒業大学等	所在地	₹							
	卒業年月	平成	年	,	月				
	名称								
進学大学等	所在地	₹							
	卒業予定年月	平成	年	,	月				
貸与を受けた	金 額	毎月			円				
日本学生支援	貸与予定	平成	年月	月~平月	式	年	月ま	で	か月
機構第一種	期間								
奨学金	貸与総額			_	円				

※大学等の卒業証明書、進学先の在学証明書を添付すること。

山形県知事 殿川西町長 殿

氏名

平成 2 8 年度山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者就業状況等報告書 【地方創生枠・市町村連携枠】

平成28年度山形県若者定着奨学金返還支援事業募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

	ふりがな 氏名								
   助成候補者	生年月日	平成	年	月	日		性別	口男	□女
1937及10个111个目	住所	₹							
	電話番号	自宅				携帯			
	就業先								
	名 称								
就業先	所在地	₹							
	就業開始日	平成	年	月					
口卡学生主控	貸与金額	第	種奨学	金	毎	目		円	
日本学生支援 機構奨学金 貸与実績	貸与期間	平成	年	月~	平成	年	月	まで	か月
貝子夫限	貸与総額				円				
就業分野	ア商工分		イ	農林		)野	ウ	建設分野	予
(○で囲む)	工 医療・	福祉分	野才	その何	也 (			)	